

【与謝野町国民健康保険に加入している方へ】

高額療養費の申請方法が簡単になります

これまで1か月の保険適用となる医療費が世帯の収入・所得に応じて決められた限度額を超えた場合、対象の月ごとに申請書及び領収書を提出する必要がありましたが、

令和7年8月診療分より一度だけ申請書をご提出いただければ、**支給申請書と領収書の提出が不要となります**。高額療養費に該当した場合は、**診療月の概ね5か月後に指定口座に自動でお振込となります**。

振込日前に送付する「高額療養費支給決定通知書」で振込日・振込額をご確認ください。
※令和7年7月診療分までは従来通り、領収書と申請書の提出が必要です。

● 申請方法

「国民健康保険高額療養費支給簡素化申請書」を保健課(加悦庁舎)まで提出してください。

● 注意事項

- ・医療機関等からの診療情報等に基づいて支給金額を計算しますので、診療月から支給決定までに概ね5か月かかります。
- ・同じ世帯の中で、受診者ごとに振込口座を指定することはできません。
- ・世帯主や被保険者番号が変更となった場合、口座解約等で指定された金融機関口座へ振込ができなかった場合等は支給停止となり、再度申請が必要になります。
- ・国民健康保険税の滞納が生じた場合や医療機関等への一部負担金に未払いがある場合等は支給を停止することがあります。
- ・福祉医療費の申請は、都度申請が必要になります。
- ・支給済みの高額療養費の金額が減額となった場合、減額された金額を返還していただきます。
- ・給付を受ける権利は2年間で消滅します。時効の起算日から2年を経過すると、給付を受けられなくなりますのでご注意ください。(国民健康保険法第110条1項)
時効の起算日:診療日の属する月の翌月1日から2年間
- ・第三者行為又は業務上の事故による傷病において診療を受けた場合は、ご連絡をお願いします。

お問合せ先
与謝野町役場 保健課 国保医療係
TEL:0772-43-9022